【様式第１号改定版／宿泊施設】

割引実績管理表
入力番号記入欄

複数行ある場合は
その番号分記入

いわて旅応援プロジェクト第２弾（延長・ブロック拡大）
宿泊割引　利用申込書

旅行予約代表者及び同行者の情報をご記入いただき、宿泊割引をお申込ください。
割引対象県に居住していることを証明できる身分確認書または書面と、予防接種済証等又は検査結果通知書ご提示ください。本利用申込書を以て、割引適用といわて応援クーポン取得を認めたこととします。

■代表者　※居住地の情報をご記入ください。

氏名（自署）			
ご住所	（〒　　－　　） 県・道		
電話番号		泊数	泊　　日
チェックイン	令和　年　月　日（　）	チェックアウト	令和　年　月　日（　）

■代表者以外の宿泊者　※別添名簿も可（ただし居住地の県・市町村名がわかること）

	氏　名	居住地の県及び市町村名	適用外チェック（添い寝幼児等）
2		県・道	□
3		県・道	□
4		県・道	□
5		県・道	□
6		県・道	□

●宿泊割引の適用額（宿泊割引適用額について下記をご記入ください）

割引前宿泊単価(入湯税別)	宿泊割引単価（○をしてください）	人数	泊数	割引額合計
@　　円	2,000 円・3,000 円・4,000 円・5,000 円	人	泊	円
@　　円	2,000 円・3,000 円・4,000 円・5,000 円	人	泊	円
@　　円	2,000 円・3,000 円・4,000 円・5,000 円	人	泊	円
@　　円	2,000 円・3,000 円・4,000 円・5,000 円	人	泊	円
@　　円	2,000 円・3,000 円・4,000 円・5,000 円	人	泊	円
@　　円	2,000 円・3,000 円・4,000 円・5,000 円	人	泊	円

●宿泊施設チェック欄　※宿泊施設担当者の方がご記入ください

身分確認書（免許証・保険証・居住地がわかる書面等）にて確認しました。	□
お客様から【様式第６号】いわて応援クーポン誓約書を受理し、いわて応援クーポンをお渡ししました。	＿＿枚
「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に準じて、参加者全員の予防接種済証等又は検査結果通知書の確認及び個人情報の確認を行い、有効期間内であることを確認しました。 【岩手県居住者の方】 ・予防接種済証明書等は、旅行開始日及び宿泊初日日を基準に２回目の接種日から 14 日以上経過したもの ・検査結果通知書は、旅行開始日及び宿泊の初日において有効期限が過ぎていないもの 【岩手県以外の居住者の方】 ・予防接種済証明書等は、旅行開始日及び宿泊初日日を基準に３回目の接種日以降のもの ※ただし、宮城県居住者の方が令和４年３月 28 日から３月 31 日までに予約した場合、及び秋田県居住者の方が令和４年３月 29 日から３月 31 日までに予約した場合は、２回目の接種日から 14 日以上経過したものでも可能です。 ・検査結果通知書は、旅行開始日及び宿泊の初日において有効期限が過ぎていないもの	□

施設名		担当者名	

※太枠はお客様ご記入欄です。
※個人もしくは団体に付き１枚、太枠のみご記入ください。記入欄が足りない場合は２枚使用してご記入ください。

【様式第６号改定版／宿泊施設・旅行会社】

いわて旅応援プロジェクト第２弾（延長・ブロック拡大）
いわて応援クーポン誓約書

１．下記利用内容について理解し、いわて応援クーポンを使用します。

１）発行金額と給付額
　１人泊または１人旅行当たり 2,000 円（1,000 円券×２枚）
２）有効期間
　発行日から 10 日間。
　ただし 2022 年４月 20 日(水)以降発行の場合は 2022 年４月 29 日(金)まで
３）利用可能店舗
　本事業への登録を受けた岩手県内の店舗
　（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。）
４）クーポン券の取り扱い方
　・クーポン券と現金の交換はできません。
　・クーポン券の額面（1,000 円）以下の金額の利用の場合であっても、お釣りはお渡ししません。
　・クーポン券による支払で不足する分は現金等でお支払いください。
　・クーポン券を利用して購入した商品（サービス）を返品する際に返金はできません。
　・クーポン券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者及び受託者は責を負いません。

２．いわて応援クーポンの盗難・不正利用・転売はしません。

３．観光庁「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」等の記載内容に準じて、本人及び同行者全員の予防接種済証等又は検査結果通知書と本人確認ができる書面を確認することに同意します。

　予防接種済証等又は検査結果通知書は有効期間内であることを確認し提示します。

【岩手県居住者の方】

・予防接種済証明書等は、旅行開始日及び宿泊初日日を基準に２回目の接種日から 14 日以上経過したもの

・検査結果通知書は、旅行開始日及び宿泊の初日において有効期限が過ぎていないもの

【岩手県以外の居住者の方】

・予防接種済証明書等は、旅行開始日及び宿泊初日日を基準に３回目の接種日以降のもの

※　ただし、宮城県居住者の方が令和４年３月 28 日から３月 31 日までに予約した場合、及び秋田県居住者の方が令和４年３月 29 日から３月 31 日までに予約した場合は、２回目の接種日から 14 日以上経過したものでも可能です。

・検査結果通知書は、旅行開始日及び宿泊の初日において有効期限が過ぎていないもの

４．万が一キャンセルする場合は、いわて応援クーポンを返却します。

　また、返却できないいわて応援クーポン券が生じた場合は、相当額を現金で返金します。

５．新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や災害発生等の影響により、利用できなくなる場合や有効期間が短縮される可能性があることを理解し利用します。

６．ご予約の宿泊施設・旅行会社から、いわて応援クーポンを人数・泊数分、不足なく受け取りました。

ご署名日　令和　　年　　月　　日

お客様ご署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿